

福井支部ニュース

2022年度 第2号

日本科学者会議福井支部

連絡先：山本雅彦、masahiko@mbp.nifty.com

郵便振込口座番号 00710-9-17967 日本科学者会議福井支部

支部ホームページ <https://jsafukui.net/>

科学者会議本部 <http://www.jsa.gr.jp/>

今号の内容

先月、支部会員の佐藤辰弥弁護士が逝去されました。心よりご冥福をお祈りします。

佐藤弁護士は、もんじゅ裁判や大飯原発差止裁判、など訴訟にかかわり、また、数々の市民運動にも尽力されておられました。

今号は、佐藤氏の逝去を悼み、追悼特集としました。

追悼文

- ◆島田 広 佐藤先生を悼む
- ◆山本 富士夫 大飯原発福井地裁勝利判決を引き出した弁護団長
- ◆端 将一郎 佐藤辰弥弁護士を偲んで
- ◆坂後 恒久 佐藤辰弥弁護士を偲んで
- ◆笠原 一浩 佐藤辰弥団長を悼むー「司法は生きていた」
- ◆柴田 叔子 佐藤辰弥弁護士さんありがとう
- ◆森 透 私と佐藤さんとの出会いと「子どもの悩み110番」

佐藤先生を悼む

島田 広 (福井支部・福井弁護士会)

私が福井弁護士会に入会した1998年の頃、私と佐藤先生との関わりは、消費者問題、もんじゅ訴訟と再審福井事件からはじまりました。

当時は商工ローンが跋扈しており、バブル崩壊の余波が残る中、経営が行き詰まった会社の経営者に近づいて財産をむしり取る整理屋の事件もいろいろあって、そうした事件も含めてクレサラ問題が大変なときでしたから、佐藤先生もそうした被害の救済に奮闘しておられました。佐藤先生のクレサラ問題での御活躍は、1979年に弁護士になられた直後からといえますから、私が弁護士になったときには20年近く戦い続けておられた



「福井から原発を止める裁判の会」の発足会での記念講演

2012年11月3日

真宗大谷派福井別院本瑞寺・東別院講堂にて

訳です。日弁連の消費者問題対策委員会が1985年に設立されると同時にその中心で活躍され、1995年から97年まで同委員会多重債務部会の部長を務められ、まさに全国のクレサウ対策の中心を担われたのでした。多重債務ばかりでなく、マルチ商法、靈感商法、先物取引被害など、解決が難しい問題に果敢に取り組み、先進的な判決をいくつも勝ち取られました。福井県の消費生活センターの相談員さんたちからも絶大な信頼を得ていた先生でした。福井の消費者事件で弁護団を組むときには、いつも佐藤先生が中心でした。今回の突然の訃報に、全国の消費者問題対策弁護士の重鎮たちや相談員さんからたくさんの心のこもったお悔やみの言葉をいただきましたが、改めて先生の存在の大きさを感じる機会となりました。

もんじゅ訴訟と再審福井事件は、いずれも大規模な弁護団で取り組んだ事件で、特にもんじゅ訴訟ではしょっちゅう東京出張で御一緒しました。驚きと歓喜の中で迎えた名古屋高裁逆転勝訴判決、雨降る中で怒りに燃えた最高裁弁論は今でも思い出に残っていますが、このもんじゅ訴訟も四半世紀にわたる息の長い訴訟であり、消費者事件で超多忙な上に、原発訴訟にこれだけ長期にわたって取り組まれた先生のパワフルさには、驚くほかありません。逆転敗訴となったもんじゅ最高裁判決では本当にくやしい思いをしましたが、その悔しさを、後の大飯原発福井訴訟で、見事、晴らすことができたのも、佐藤先生の粘り強い御奮闘があつてのことだと思えます。

再審福井事件も、佐藤先生は1986年の弁護団活動最初期から関与しておられたのですから、こちらも本当に息の長い闘いです。特に佐藤先生は、子どもの問題に熱心に取り組んでおられた関係で、事件に関係した青少年を良く知っており、弁護団の中の「人名図鑑」的な存在でした。当事者にたいしても根気強く寄り添い続けた佐藤先生の御活躍は、誰にもマネのできないものでした。

佐藤先生の足跡をじっくり辿るには、とても紙幅が足りません。私の知る佐藤先生の御活躍の場であった消費者、原発、再審、この三つに共通す

る特徴を上げるとすれば、お金にならない、弁護士でもやりたがる人が少ない、弱い者が泣き寝入りしやすい、ということでしょう。そういう困難な事件に果敢に取り組み、長期にわたって粘り強くたたかい続け、そしてどの分野でも全国で注目されるような貴重な成果をあげてきたのが、佐藤辰弥先生でした。佐藤先生が走り始めると、何だかお手伝いせずにはいられない。そんな憎めなさ与人を引きつける魅力を持った先生でもありました。弱者を守る法の正義を信じ、その実現のためにまっすぐに走り続ける先生に引っ張られながら、多くの弁護士が協力したからこそ数々の貴重な成果を生むことができたのだと思います。私も、ごく一部の事件とはいえ、佐藤先生とたたかいを共にできたことを誇りに思います。

佐藤辰弥先生、本当にありがとうございました。どうぞ安らかにお休みください。

大飯原発福井地裁勝利判決を引き出した弁護団長

山本 富士夫（福井支部）

私の手元に『高速増殖炉の恐怖 — 「もんじゅ」差止訴訟』（以下、本①）と『動かすな、原発。大飯原発地裁判決からの出発』（以下、本②）という本があります。

本①は、著者が原子力発電に反対する福井県民会議で、緑風出版社から1985年11月15日に発行されました。その436ページに訴訟代理人弁護士12人の中に佐藤辰弥さん（以下、佐藤さん）と吉川嘉和さんらのお名前が載っています。佐藤さんと島田広さんは、吉川さんの情熱に惹かれて他県から福井に来られたと聞いています。

「もんじゅ」差止訴訟は最終的には2005年5月30日に最高裁判所第一小法廷（泉徳治裁判長・福井県出身）によって「原告の請求棄却」が確定されました。しかし、その前の2003年1月27日に名古屋高等裁判所金沢支部（井戸謙一裁判長、現在は弁護士）が、本件原子炉設置許可処分違法な点があるとして、「もんじゅ」の設置許可処分が無効である

ことを確認する判決を出しました。原告団と弁護団は、画期的な判決を勝ち取ったのでした。因みに、その原告団40人の中には、中嶋哲演さん（小浜市）、渡邊孝さん（高浜町）、渡邊三郎さん（故人）、小木曾美和子さん（故人）らが載っています。

本②の著者は、小出裕章、海渡祐一、島田広、中嶋哲演、河合弘之の5氏です。岩波書店から2014年10月7日に発行されました。大飯原発裁判では、2014年5月21日に福井地裁民事第2部で、樋口英明裁判長が主文の中で「大飯発電所三号機及び四号機の原子炉を運転してはならない。」と断じました。その判決を引き出したのは、弁護団長の佐藤さんでした。

樋口判決を得た後、私は佐藤さんと一緒に報告集会に参加するため弁護士会館へ移動しました。その時既に佐藤さんは入院を繰り返すほど体調が悪くなかったので、ゆっくりと歩きました。特に辛そうには見えず、いつものように満面に笑みを湛えておられました。素晴らしい笑顔でした。この度の訃報を受けて、私はすぐに追悼文を書き、佐藤さんが原発訴訟において残された気高く強い遺志を受け継ぎ、今後も脱原発運動を頑張りたいと思いました。

佐藤さんのご冥福を心から祈る次第です。

佐藤辰弥先生を偲んで

端 将一郎（弁護士）

私事ではありますが、今年の9月で弁護士登録して丸15年を迎えます。改めて佐藤辰弥先生との思い出を振り返りますと、消費者保護、子どもの権利、再審事件、様々なところで一緒にさせていただいたことが思い出されます。

平成19年11月、弁護士登録間もない頃に広島で開催された先物取引

被害全国研究会へ、佐藤先生からお誘いいただき、一緒にさせていただきました。私は、先物取引被害のことについて深い知識をもっていた訳ではなく、ただただその場にいるばかりでしたが、この時に一緒にさせていただいたことで、全国的な集まりに出て研鑽を深めることが大切だということを感じることができました。それ以降、分野は異なりますが、刑事弁護関係のシンポジウムや経験交流会を始めとして、全国各地で開催される集会へ積極的に参加するようになったのも、佐藤先生にこの全国研究会へお誘いいただいたことが礎であったなと思います。あまりお酒を飲まない先生と、ほろ酔い加減で広島市を散策したことも良い思い出です。

また、佐藤先生が、福井大学の森透先生、小児科医の坂後恒久先生たちと長年実施されてきた「子どもの悩み110番」にも約10年前から関わらせていただくことになりました。その頃、佐藤先生から、福井弁護士会の子どもの権利委員会の委員にも関わってほしいという話があり、1人あたり2～3時間くらいの担当時間を決めて、5月、9月、3月に実施される際に関わらせていただきました。いじめや不登校の問題など、弁護士だけで解決を図ることが難しい事案でも、それぞれの立場から関わることで、より良い解決案を子どもたちと、そして親御さんたちと考えていくことができ、とても良い経験となっています。また、私にとっては、この子どもの悩み110番に参加継続してきたことが、現在取り組んでいる子どもシェルターや自立援助ホーム設立の動きにも繋がっていると思います。今、こういった活動をしていることも、その源流には佐藤先生からのお誘いがあったと思わずにはられません。

現在、福井女子中学生殺人事件の第2次再審の準備を進めています。私は、現在の第2次再審から弁護団に加わったので、再審事件で一緒にさせていただく期間は、ほかの弁護団員よりも短かったのですが、体調を崩されながらも、会議に出席を続けられ、依頼者にも寄り添いながら活動しておられた佐藤先生の姿が心に残っています。佐藤先生には及ばないかもしれませんが、今後も再審事件の弁護活動を続け、必ずや、弁護団の先生方

と共に佐藤先生に良い報告をさせていただきたいと思います。
佐藤先生、これからも私たちの活動を見守っててください。

佐藤辰弥弁護士を思いで

坂後 恒久（あすわクリニック 小児科）

30年前には理不尽な校則がまかり通り、中学男子は丸刈りが当たり前でした。県内郡部の中学生がそれを拒んで登校したらイジメに遭い、転校した福井市でも学校ぐるみのイジメや嫌がらせに遭いました。そこで相談に乗ったのが福井大学教育学部の小林剛教授で、森・松木教官に弁護士の佐藤さんと『子どもの悩み110番』が始められました。

私は松木教官（現：副学長）が主催する「木二会」という盲や養護学校（現：特別支援学校）の先生たちと、話せない重度の障害児との関わりを学ぶ集まりを通じ、悩み相談には病气や子育ても多くてと誘われて加わりました。

祖父が大学の法学部教授だったので法律に関して馴染みで、初めて佐藤弁護士と一緒した時から兄と似た顔貌もあり、永く親しくお付き合いをさせていただいてきました。

最も印象的なのは、神奈川県の小学2年生で同級生に担任も加わったイジメに遭い、心的外傷後ストレス障害（PTSD）のフラッシュバックで失神、頭・腹痛、足の痺れなどで外出も窓の外も見られず、逃れて里帰りした際に当院を受診された御一家のことです。

担任は発覚をおそれ教務手帳を処分、学校・教育委員会も隠蔽に終始して無いことにと画策、『いじめ防止対策推進法』の交付から3年経っても教育現場は治外法圏同然だったので、110番にお呼びして佐藤弁護士との相談が始まりました。その後も毎回来られ、半年後には第三者委員会が立ち上がり、紆余曲折がありながらも2年後には調査報告書を公表、担

任・学校・教育委員会の非も指摘されました。〔参照：茅ヶ崎市立小学校における重大事態の調査報告書（答申）【公表版】〕

佐藤さんの偉大なところは、子どもの悩みに真摯に取り組まれる若手の弁護士さんたちを多く育てて来られたことでしょう。今後の若手弁護士さんの活躍をお楽しみください。

佐藤辰弥団長を悼むー「司法は生きていた」

笠原 一浩（弁護士）

（大飯原発差止訴訟・福井弁護団事務局長）

福井地方裁判所は、2014年5月21日、大飯原発3、4号機の運転差し止めを認める歴史的判決を言い渡しました。判決が言い渡された瞬間、若手弁護士や原告団事務局メンバーが、それぞれ「差し止め認める」「司法は生きていた」という垂れ幕を掲げましたが、特に後者について、深い共感を寄せた市民は多かったことでしょう。

この判決は、仮処分決定を別とすると、福島第一原発事故後初めての、原発裁判における司法判断です。福島第一原発事故の被害を踏まえ、行政の判断を追認してきた裁判所の姿勢に変化が生じることが、多くの市民から期待されていましたが、この判決は、その期待に十二分に応えるものとなりました。

判決要旨、判決全文とも、原告団のホームページにアップされていますので、まだ読んでいない方は（既に読んだ方も）、ぜひ一読ください。

<http://adieunpp.com/download&lnk/download.html>

特に、判決要旨の最初のページでは、人格権が憲法上最も高い価値を有すること、最後のページでは、原発事故こそ本当の意味で国の富を失わせることや、ましてやCO2削減を口実に原発を推進することが言語道断であることが、大変美しい日本語で書かれています。

原
案
A
V
E
R
O

また、同判決が提起した、基準地震動の策定が福島原発事故を経た今日ですら、平均像にプラス α した程度でなされているという問題は、その後も多くの判決に影響を与えています。

訴状作成において、まさに判決の要である地震と津波の危険性（「第4」）を担当されたのが、「もんじゅのリベンジ」を誓って団長を引き受けてくださった佐藤辰弥弁護士です。

私はこの訴訟の言い出しっぺであることから、当然、事務局長を担当して訴訟の実務全般を担当することになり、たとえば訴状では冒頭部（福井の地で3.11後に原発訴訟が提起されることの歴史的意義、原告らが提訴に臨む際の想い、差止請求の根拠としての人格権など。「第1」）、福島第一原発事故の概要（「第2」）、末尾部（原発がなくても電力需要は満たされること、原発は発電コスト削減にとってむしろ有害であり、CO2削減にも何ら寄与しないこと。「第8」）を担当しました。しかしながら、このような大規模訴訟で責任者を務めるのは初めてですので、重大な判断に当たっては、常に佐藤先生に相談し、そのご判断を仰いでいました。その際には常に、追悼文を寄せられた他の方々も指摘されたように、佐藤先生の暖かなお人柄で、私の後押しをしてくださいました。

この判決からしばらくして、私が被害者代理人をした犯罪被害者の方とお話をする機会がありました。実は、この事件の刑事弁護人は佐藤先生だったのですが、佐藤先生の奥様が被害者支援活動をされてきた関係で、被害者の方は奥様とは親しくしていたようなのです。その方はこの判決を知って、「大変すばらしい判決だと思います。事務局長の笠原先生はもちろんですが、団長の佐藤先生も、一弁護士としては立派な方なのですね」とおっしゃいました。事件の相手方からこのように言われることが果たして私にはできるのか、佐藤先生や樋口判決に触れるたびに、思い起こします。

この判決は残念ながらその4年後、名古屋高裁金沢支部によって覆されてしまいます。しかし高裁判決も、地震予測に限界があることは福井地裁

判決のとおりだと指摘しています。高裁判決は、法律的には福井地裁判決のとおりであることを認めながら、そのような理由で原発を止めてはすべての原発を止めなければならなくなる、それは裁判所ではなく国会の仕事だ、というきわめて政治的な理由で法的判断を曲げてしまったのです。歴史は明らかに、福井地裁判決に軍配を上げています。それは、その後も福井地裁判決を引き継いだ判決が次々とする一方、この高裁判決と同じ理由で住民の請求を棄却した判決が一つとしてないことから明らかです。

そして、この福井地裁判決は、佐藤団長がいなければ、決して出ることはありませんでした。佐藤先生、今までありがとうございました。今後も、法律家として、福島原発事故のような事態を決して引き起こさないことを誓います。

原発

VERO

佐藤辰弥弁護士さんありがとう



柴田 叔子（子どもの悩み 110 番）

ポケットに夢いっぱい

私は算数が苦手だった。私の父は数学の先生で校長であった。私の数学の成績は2か3、でも父は「気張ったのか、よかった、よかった！」と言ってくれたのが救いだった。

私は歴史が好きでいつも歴史の本をたくさん読んでいた。その中で、裁判闘争の話を目にすることが多く、興味を持ち弁護士になろうと決めた。

“黙って子どもを見る” “その子の努力していたところを褒める”

今私は、父が私にしてくれた事を子どもにやってあげようと思っている。

子どもたちがやりたい事は基本的に尊重してやりたい。子どもには多様な価値、能力があることを認めてやり、子どもが主体的に決めることを私は認めてやりたいと思っている。子どもを育ててやっているのにという思い上がった気持ちだけは持ちたくない。

子どもは生まれながらにして自分の人生を選ぶことができるように父親として守ってやりたい。

これは 1995 年 2 月 24 日小浜市で子どもの人権フォーラムを開催した時に助言者として、父親として話された佐藤先生の言葉です。今、鮮明によみがえり、改めて佐藤先生の偉大さと、父親としての愛を感じています。

当時、小中学校を中心に学校生活の中で、いじめ問題が大きくクローズアップされていました。国連では 1989 年に、日本では 1994 年に、子どもの権利条約が批准された時でもありました。この人権フォーラムは、お父さん、お母さん、子ども達、教師が一同に会し、子ども達を取り巻く身近な人権について一緒に学んでみませんかというもので、子どもの権利条約の内実化を目指す取り組みのスタートでもあったと思います。

小浜市のジュニアリーダー、シニアリーダーのメンバーで、家庭でありがちなケースを寸劇に仕立てて演じ、フォーラムに参加した親子、教師らが身近な子どもの人権について話し合いをして考えを深めました。“子どもの人権の主役は子どもであり、大人と同じ場で話し合っこそ意味がある”という、その時の佐藤先生の一言は忘れられません。

小浜でのフォーラム終了後のコメントで佐藤先生は「弁護士として子どもの権利条約を啓蒙する立場にあり、子どもはもはや庇護あるいは保護の対象ではなく権利の主体であると言いつけていますが、家庭では子どもと対等の立場で会話しているだろうかと考えさせられた次第です。私は冷や汗をかきながら自戒の言葉を述べざるを得なくなりました。……」と。

小浜からスタートした「子ども、親、教師が同じ場で話し合いましょう。」と呼びかけたフォーラムは福井市 P T A 連合会母親委員会や、福井県子ども会育成研究会、福井市明倫中学校の P T A の研修会でも取り上げていただきました。

2000 年 8 月、佐藤先生が一番辛かった時ではないでしょうか。「大人

(弁護士)の悩み 110 番に電話したいくらいですよ。」と言葉少なげにポツリとおっしゃいました。

「家族の側にいて一日中一緒に泣いていたいですよ。」「家族を一番に守ってやりたいですよ。」「仕事に出かけるのは辛いけれど、助けてあげないといけない人が待っているからなあ。」

ポツリポツリと話しながら自分に言い聞かせておられる様子に、何も言葉をかけることができませんでした。きっと大きな裁判を抱えておられたのだと思います。そして、この短い呟きに佐藤先生のお人柄が凝縮されているように思い、今でもあの時の辛い空気が忘れられません。

子どもの権利条約日本で批准されて今年で 28 年になります。あの時佐藤先生は 42 歳だったのですね。公私ともに大変お世話になりました。佐藤先生は大切な言葉をたくさん残してくださいました。だから亡くなられたとしてもお話ができるような気がしてなりません。

佐藤先生から学ばせてもらったこと、これからも自分の生き方の指針にしていきます。ありがとうございました。

私と佐藤さんとの出会いと「子どもの悩み 110 番」

森 透 (福井支部)

佐藤さんとは 1993 年 7 月から始めた「子どもの悩み 110 番」を最初から一緒にやらせていただいてきましたので、もうすぐ 30 年になります。今年の 3 月 5-6 日 (土・日) に敦賀市と小浜市で第 93 回目の「子どもの悩み 110 番」を開催したときに、いつも佐藤さんは小浜会場にはお顔を見せてくれ、今回もおいでいただきました。車の運転は今は体調の関係でできませんので、電車で小浜まで来てくれました。今回は、少ししんどそうでしたが、小浜の親の会の柴田さんの手料理を味わうことが楽しみで、私も坂後さんもいつもおいしくいただいてきました。今年の 1 月 8 日 (日) にホテルフジタの中華料理店で「子どもの悩み 110 番」関係者の新年会を持ちましたが、その時は佐藤さんは大変お元気であったように

思います。6月19日（日）の葬儀の時に、ご遺族の方からは3月末に入院されたとお聞きしましたので、3月6日（日）の110番のときは体調がすぐれなかったのにも関わらず、駆け付けてくれたことに改めて感謝をしました。

さて、佐藤さんとの出会いと「子どもの悩み110番」ですが、今は亡き小林剛先生（福井大学／武庫川女子大学）が中心となって、福井大学教育学部附属教育実践センターの教育相談部門で、「子どもの悩み110番」を始めることになりました。私は福井大学に着任してしばらくたった頃ですが、1993年7月20日（火）～22日（木）の3日間、教育実践センターで開催しました。マスコミも注目しましたので、3日間、電話が鳴りやまなかったという記憶があります。小林先生は前年に佐藤さんたちの福井弁護士会の方々と、子どもの人権やいじめ問題でシンポジウムを開催したと佐藤さんからお聞きしましたので、その時に今後福井大学と福井弁護士会が共催で教育相談に取り組もうと話が出ていたのではないかと思います。また、当時中学生の丸刈り校則の問題で小林先生が県内の郡部の中学校の保護者から相談を受けていたということもありました。保護者の2人の息子さんが中学生になって、頭髪を丸刈りにしたくないという気持ちをどうサポートできるのかを皆さんで非常に悩み取り組んだことを思い出します。当時は全国的に公立中学校の男子の頭髪は丸刈りでしたので、丸刈り校則をどのように変えたらいいのかを真剣に考えました。当時、新聞社も全国調査を行い、公立中学校の男子の頭髪が丸刈りである実態が明らかになったと思います。

そのような経過で、丸刈り校則だけではなく、教師の体罰の問題や校則問題、いじめ問題、授業の問題など、子どもたちや保護者には多くの悩みがあるのではないかとということで、「子どもの悩み110番」と命名して教育相談を始めることにしました。最初は、福井大学と小浜市の柴田さんの事務所を会場にして開催しました。当時の記録によると、第1回が1993年7月20日（火）～22日（木）福井大学・相談件数59件、第

2回が1993年12月19日（日）小浜市・同8件とあり、1993年は福井大学と小浜市で開催しました。小浜市は建築家の柴田さんの事務所をお借りしました。柴田さんご夫妻は小林先生と親しく教育問題については非常に理解がある方でしたので建築事務所を会場に使用させていただきました。第3回が1994年9月14日（水）～15日（木）福井大学・同49件、第4回が1994年12月16日（金）敦賀市・19件、17日（土）小浜市・同16件、という経過です。

このように「子どもの悩み110番」が始まり、第5回が1995年5月27日（土）に福井市で開催しましたが、この頃に確か佐藤さんから5月5日の「子どもの日」に焦点をあてて日本弁護士連合会が「子どもの人権」を保障する取組みを各都道府県の弁護士会に要請して、これに応える形で、福井でも5月に毎年「子どもの悩み110番」を開始したと記憶しています。これ以降、基本的に毎年、「子どもの悩み110番」は5月、9月、3月の年3回に開催してきました。一時秋の10月頃に開催した時もありましたが、基本的に年3回の開催に落ち着きました。3月は毎年嶺南の敦賀市と小浜市で開催しました。電話だけならば福井大学で開催すればよいのですが、私たちが嶺南に行くということは地元の「親の会」の方々の相談を受けるという意味があり、私たちは「親の会」の皆さんから多くのものを教わりました。深く感謝しています。佐藤さんもたくさん嶺南の方々から相談を受けていました。

佐藤さんは、毎回、用紙に記入された相談記録をパソコンでデータ化してくれました。私はこの佐藤さんのデータを基に、「教育相談結果」をまとめ、個人情報保護を前提として記者会見を行い、社会にアピールしてきたと思います。一番の相談内容は「不登校」相談で、また「いじめ」についても深刻な相談がありました。私は佐藤さんと一緒にいじめの相談があった保護者から詳しく聴き取り、後日関係する学校を訪問し、校長先生を始め先生方や保護者、さらにはいじめ側の保護者にも会い、皆さんでなんとか解決に向けて努力してきました。弁護士の佐藤さんは常に冷静に判断

